平成２３年（フ）第３２９号
大阪府和泉市唐国町２丁目12番46―201号
債務者　秋本代利子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
大阪府泉大津市東助松町３丁目16番16号
債務者　森下　敬子（旧姓根来）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
大阪府和泉市肥子町２丁目１番７―405号、前住所大阪府岸和田市中北町13番２号
債務者　佐野　信也
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
大阪府泉佐野市市場西１丁目４番14号
債務者　花井　國継
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番40―305号
債務者　坂口　隆一
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
香川県高松市太田下町2670番地１　太田田園ハイツＤ101号室
債務者　藤本　みか
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８３号
長崎県長崎市十人町14番22号　新和楼アパート102号
債務者　坂本ふじ子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
長崎県長崎市江里町15番５号、旧住所長崎県長崎市金堀町４番25号
債務者　後田　洋一（旧姓牧原）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６号
熊本県上天草市姫戸町二間戸580番地14
債務者　木下ヒロコ
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第４８号
北海道苫小牧市花園町４丁目９番14号右
債務者　中山　礼子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第９０号
北海道苫小牧市弥生町２丁目15番14号　トップレディ102号
債務者　沼端　タカ
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１８３号
千葉県柏市西柏台１丁目21番20号
債務者　東風谷晴美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２２２号
千葉県我孫子市布佐平和台２丁目８番18号
債務者　高橋　昭夫
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２２９号
千葉県鎌ケ谷市馬込沢10番21号
債務者　永井　賢児
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２５２号
千葉県松戸市小山519番地の１　ドリームホーム松戸103号
債務者　雨宮恵利子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２７８号
千葉県松戸市南花島３丁目38番地の18　第２ビューストーンハイム202号
債務者　長瀬　信子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２７９号
千葉県松戸市南花島３丁目38番地の18　第２ビューストーンハイム202号
債務者　武山　千穂
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部